

講義・演習・実習に関わる感染対策上の注意事項（2023年9月14日版）

教務委員長

以下の事項を、2023年9月19日から開始とする。

A. 健康管理

（ア）規則正しい生活をする。

（イ）体調不良（37.5度以上の発熱や咽頭痛等）の場合には、原則、必要時以外は外出しない。講義・演習の場合は（または看護学部校舎における授業の場合は）、看護学務課にメール（kangogakumu@jichi.ac.jp）にて報告の上（土日祝日を含む）、医療機関を受診する。新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（国承認の医療用抗原検査キット：「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示あり）による自主検査でも可とする。医療機関の受診結果や自主検査結果についても看護総務課にメールにて報告する（土日祝日も含む）。

なお、37.5度以上の発熱や咽頭痛により医療機関を受診する場合や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症等の陽性が判明（自主検査結果のみの場合も含む）した場合は、指示された療養期間終了までの間の授業は欠席扱いとならない。

実習の場合は、各実習科目で連絡先に指定した教員に報告し、指示に従う。

（ウ）実習のため指示された場合は、指定の健康観察アプリや行動観察フォーム等を用いて、健康状態や日々の行動を報告する。指示された期間に未報告があった場合は、原則として実習への参加を認めない。

B. 感染対策

（ア）マスク着用に関しては、以下の通りとする。

講義：咳が出る等の場合以外はマスクの着用は不要（または任意）。

演習：咳が出る等の場合以外はマスクの着用は不要。ただし、演習の内容から必要と指示された場合はマスクを着用。

実習：原則、マスクを着用。附属病院に関しては、別にある「附属病院での実習における感染予防対策について」に従う。

その他：附属病院エリアに立ち入る際には必ずマスクを着用

（イ）手指衛生の徹底。不特定多数の者が触れる場所、例えば、校舎、学生寮や附属病院などの建物の出入りやトイレ等の扉の接触前後には手指消毒または手指洗浄を行う。

（ウ）実習1週間前から実習中は孤食とする。

以上